

那覇市総合計画策定推進本部設置要綱

(設置)

第1条 那覇市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、那覇市総合計画策定推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に係る調査及び検討に関すること
- (2) その他総合計画の策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名するところにより、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

(代理出席)

第6条 本部員(上下水道事業管理者、教育長及び政策統括調整監を除く。以下この条において同じ。)に事故があるとき、又は本部員が欠けたときは、次条第2項の策定主任が当該本部員に代わって本部の会議に出席するものとする。

(策定主任、策定員及び調査員)

第7条 総合計画策定に関する事務を担当させるため各部(消防局、上下水道局及び教育委員会を含む。以下同じ。)に策定主任、策定員及び調査員(以下「策定主任等」という。)を置く。

- 2 策定主任は各部に属する副部長(消防局にあっては次長)及び出納室長を、策定員は各部に属する課長、担当副参事、副参事その他これらに相当する職員(以下この項において「課長等」という。)を、調査員は各課(これに相当する組織を含

む。)に属する職員(課長等を除く。)をもって充てる。

(策定主任等の職務等)

第8条 策定主任は、本部員の指揮を受けて総合計画に係る事務事業の方針案及び具体的計画案を取りまとめ、これらに関連する連絡調整を行う。

2 策定員は、策定主任の指揮を受けて総合計画に係る事務事業の方針及び具体的計画を立案し、これらに関連する連絡調整を行う。

3 調査員は、策定員を補佐し、策定員の指揮を受けて部の総合計画に係る事務事業の計画及び資料の収集整理を行う。

4 策定主任等は相互に連携・協力するものとする。

5 策定主任及び策定員は、必要と認めるときは、関係する策定主任等に対し資料の提出又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第9条 本部長の命を受けて、本部に提出する事項又は本部から求められた事項について協議調整するため、本部の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によりこれを定める。

4 幹事は、策定主任をもって充てる。

5 第4条、第5条及び第6条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、第6条中「策定主任」とあるのは、「策定員」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第10条 幹事会は、必要に応じ専門的な事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の会員は、幹事会の議を経て幹事長が幹事、策定員又は調査員の中から指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会の会員の互選によりこれを定める。

4 第4条、第5条及び第6条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第6条中「策定主任」とあるのは、「策定員又は調査員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第11条 本部の庶務は、企画財務部企画調整課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月26日から施行する。

別表(第3条関係)

上下水道事業管理者	教育長	政策統括調整監	総務部長	企画財務部長
市民文化部長	経済観光部長	環境部長	福祉部長	健康部長
こどもみらい部長	都市計画部長	建設管理部長	消防局長	
会計管理者	上下水道部長	生涯学習部長	学校教育部長	